

競争入札等参加資格審査
申請書類作成の手引き

測量・建設コンサルタント業務等

令和7・8年度

おお やま ざき ちょう
大 山 崎 町

記入要領等

書類 1	測量・建設コンサルタント業務等競争入札等参加資格審査申請書 (様式1)
------	--

1 本店等に関すること

「継続申請・新規申請」の欄に○（実線）を記入してください。

(1) 「商号又は名称」の欄

- ・法人の場合は、商業登記上の本店の商号又は名称を記入してください。
個人の場合は、通常使用している名称又は屋号を記入してください。

(2) 「代表者役職氏名」の欄

- ・代表者を2名以上有する法人にあつては、登録上の代表者氏名を記入してください。
- ・代表者の押印については、「社名入り代表者印」又は「社名(角印)+社名のない代表者(丸印)」を押印してください。

※社印(角印)がなく、「社名のない代表者印」のみを押印する場合のみ、
印鑑証明書を添付してください。(写し可。令和6年9月16日以降に
発行されたもの)

2 登録を受けている事業

- ・申請者が現在営業登録を受けている全ての登録事業名に対する登録番号及び登録年月日を記入してください。

3 契約権限を委任する支店・営業所等

- ・この欄は委任状を提出する場合にのみ記入してください。

書類 2	委任状(様式2)	(該当者のみ)
------	----------	---------

支店長、営業所長等に対して入札契約等の権限委任を希望する場合は、
委任状を提出してください。

- ・受任者の印は取引使用印鑑を押印してください。
- ・委任期間は下記のとおり記入してください。
- ・委任の日付は、申請日の日付を記入してください。

また、今回委任状を提出されない場合は、年度途中での委任の取り扱いは
できませんのであらかじめご了承ください。

～委任状の有効期間～

令和7年4月1日～令和9年3月31日

書類 3	印鑑証明書
------	-------

- ・社印(角印)がなく、「社名のない代表者印」のみを押印する場合のみ、印鑑証明書を添付してください。(写し可。令和6年9月16日以降に発行されたもの)
- ・法人の場合は法務局、個人の場合は市区町村で発行しています。

書類 4	取引使用印鑑届(様式3)
------	--------------

- (1)「取引使用印鑑」の欄
 - ・入札、見積、契約等に使用する印鑑を押印してください。
- (2)委任状を提出される方
 - ・届出者は申請者となりますので、届出者欄の代表者の押印については、「社名入り代表者印」又は「社名(角印)+社名のない代表者(丸印)」を押印してください。
 - ・「取引使用印鑑」の欄には受任する支店、営業所等が使用する印鑑を押印してください。
 - ・届出日は、申請日の日付を記入してください。

書類 5	市区町村民税に係る完納証明書又は納税証明書
------	-----------------------

契約を締結する本店・支店・営業所等が所在する市区町村民税の完納証明書又は納税証明書(写し可)を提出してください。

- ・完納証明書
令和6年9月16日以降発行のもの
- ・納税証明書
直近のもの

書類 6	消費税及び地方消費税の納税証明書
------	------------------

- ・令和6年9月16日以降発行のもの(写し可)を提出してください。
- ・申請者の申告先の税務署で証明書の交付を受けてください。
 - ①法人：書式その3の3(法人税と消費税及び地方消費税の証明)
 - ②個人：書式その3の2(申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の証明)
- ・非課税業者についても発行されますので証明を受けてください。

書類 7	履歴事項全部証明書	(法人のみ提出)
------	-----------	----------

- ・令和6年9月16日以降発行のもの(写し可)を1部提出してください。

書類 8	測量法第55条の8の規定に基づく書類	(該当者のみ提出)
------	--------------------	-----------

- ・測量法第55条の8第1項及び第2項(使用人数、営業所ごとの測量士・

測量補の数に変更がない場合でも必要)の規定により提出された書類の写しを提出してください。

- ・「測量」の申請業者のみ提出が必要です。

書類 9	現況報告書	(該当者のみ提出)
-------------	--------------	-----------

- ・直近の「現況報告書」(副本)の写しを提出してください。
- ・国土交通省確認済み印があるものに限ります。
- ・「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」、「補償コンサルタント業務」の申請業者のみ提出が必要です。

書類 10	財務諸表又は決算報告書	(該当者のみ提出)
--------------	--------------------	-----------

- ・任意様式で直近のものを提出してください。
- ・書類8又は書類9を提出される場合は不要となります。

書類 11	所得税確定申告書又は青色申告書	(個人のみ提出)
--------------	------------------------	----------

- ・個人の場合は、所得税確定申告書又は青色申告書の写しを提出してください。

書類 12	測量等実績調書(様式4)
--------------	---------------------

- ・資格審査対象業務のうち指名競争入札等参加資格審査を希望する業務の実績について、登録業務ごとに記入してください。
- ・指定用紙が不足する場合は、コピーをして使用してください。
- ・必要事項の記載のある他様式等での提出も可とします。

書類 13	営業所一覧表(様式5)	(該当者のみ提出)
--------------	--------------------	-----------

- ・主たる営業所を上段に記入し、その他の営業所を下段に記入してください。
- ・書類8又は書類9を提出される場合は不要となります。

書類 14	業者カード(様式6)
--------------	-------------------

(1)「①業種区分」の欄

- ・希望する業種の決算実績高について記載してください。

(2)「②創業年」の欄

- ・創業年月日を記入してください。年号で記載してください。

(3)「③営業年数」の欄

- ・希望する業種の事業開始年から申請年(休業期間を除く。)に係る年数(1年未満は切捨て)を記入してください。
- ・希望業種が複数ある場合は、事業開始年がもっとも古い業種について記入してください。

(4)「④従業員数」の欄

- ・従業員数等について、記入してください。(合計は延べ人数でも可)
- (5)「⑤自己資本額」の欄
 - ・直前営業年度の貸借対照表「純資産の部」の純資産合計額を記入してください。
- (6)「⑥希望業務内容」の欄

次の要領で記入してください。

 - ① 測量業務

測量法に基づく登録がある業務に◎印を記入してください。
 - ② 土木関係建設コンサルタント業務

建設コンサルタント登録規程に基づく登録がある業務に◎印を記入してください。
 - ③ 地質調査業務

地質調査登録規程に基づく登録があり、希望する場合は◎印を記入してください。
 - ④ 建築関係建設コンサルタント業務

建築士法による建築士事務所登録があり、希望する場合は「建築士事務所登録」の欄に◎印を記入し、希望する専門業務の欄に◎印を記入してください。
 - ⑤ 補償関係コンサルタント業務

補償関係コンサルタント登録規程に基づく登録がある業務に◎印を記入してください。
 - ⑥ その他業務

不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づく登録がある業務に◎印を記入してください。
- (7)「職員の数」の欄
 - ・申請日現在において雇用している技術職員及び事務職員（パート等を除く）の人数を記入してください。

書類 15	登録通知書又は登録証明書
--------------	---------------------

- ・官公署発行のもので、令和6年9月16日以降発行のものの写しを提出してください。
- ・該当する事業登録に有効期限があるものは、申請日現在有効であるものを添付してください。
- ・また、本申請時に登録申請中の場合は、官公署の受付印のある「申請書」(写し)又は「受領書」(写し)を添付してください。